

# 三四五通信

ふたみしんご



## CONTENTS

一  
般  
質  
問

マイナンバーと医療 DX について .....	2
2023 年 6 月議会	
役場敷地内「親水施設」について .....	19
2023 年 9 月議会	
役場庁舎の建替えについて .....	28
2023 年 12 月議会	

コラム 有効票？ 無効票？ 立会人のしごと .....	27
府中町議選挙 供託金が必要に .....	44

今号に掲載している3つの質問はいずれも、私の質問と町執行部の答弁を整理したもので、正式な会議録に基づくものではありません。また、年号は西暦に統一してあります。

# マイナンバーと 医療 DX について

第3回定例会一般質問 2023年6月27日

## ●はじめに

2023年6月2日、2024年秋に保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する関連法が成立しました。

マイナンバーをめぐる様々な問題が発生しています<sup>\*1)</sup>。

慎重に進めれば避けられたであろう失敗の数々ですが、政府はトラブル山積であるにもかかわらず、保険証の廃止に邁進しています。

(6月)12日、岸田総理は参議院の決算委員会で、「なぜ保険証を廃止する必要があるのか」という質問に対して、いくつか理由を述べましたがその一つとして「様々な

データの活用の幅がより広がっていく」ことを理由にあげました<sup>\*2)</sup>。個人の幅広い情報を集積、提供、共有することをプロファイリングと言うそうですが、このプロファイリングこそマイナンバー制度導入の最大の狙いです。

## 1. マイナンバーカードと 健康保険証

### ●マイナンバーとは

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の個人番号で、「マイナンバー制度は行政の効率化、国民

\*1) 2023年6月20日時点で政府が発表したトラブルは以下の通り。

- ・別人の医療情報がマイナンバーカードに登録されていた事例が、7300件以上。
- ・マイナンバーと公的給付金の受取口座の紐付けを巡り、本人以外の家族名義の口座に登録する事例がおよそ13万件。
- ・他人の口座と誤って登録したと疑われる事案が748件。
- ・住民票の写しなどのコンビニ交付で別人の証明書を発行。
- ・印鑑登録証明書のコンビニ交付で登録抹消した証明書を発行。
- ・「マイナポイント」を別人に付与した事例が、131自治体で172件。
- ・マイナポータルで他人の年金記録が閲覧できる問題発生。
- ・同姓同名にカード交付、障害者手帳に紐付けミス、マイナポータルの不具合。

の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤」\*3) だとされています。ここでいう「公平・公正な社会」とは、「公平公正な負担と給付」がなされる社会という意味のようです。

マイナンバー制度は「社会保障・税番号制度」とも呼ばれています。この名の示すとおり、「税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上」させるための「納税者番号」であり、「真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切」に社会保障給付するための「社会保障番号」という位置づけです。

マイナンバー制度は、多様な形で利活用されていくことが予定されていますが、「社会保障・税番号制度」という名が示すとおり、核をなすのは社会保障と税です\*4)。社会保障については、「医療デジタルトランスフォーメーション」（以下、「医療DX」）推進の要として社会保障支出を削減し、マイナンバーによって集められた様々な情報を民間企業に利活用させる。税金については、インボイス制度とあいまって課税ベースを広げ、事実上の増税をする。

### ●さまざまな個人情報を紐付けるカギ

マイナンバーカードには、券面とICチップにマイナンバーと4つの基本情報(氏名、住所、性別、生年月日)と顔写真が表示さ

## もくじ

### ●はじめに

## 1. マイナンバーカードと健康保険証

### ●マイナンバーとは

- さまざまな個人情報を紐付けるカギ
- 送られてこない資格確認書

## 2. 医療DXとは

### ●健康保険証廃止は医療DXの一環

### ●医療DXの4本柱

- (1) 全国医療情報プラットフォーム
- (2) 電子カルテ情報の標準化
- (3) 診療報酬DX

### ●社会保障個人会計システム

### ●医療費の「適正化」

### (4) 医療ビッグデータ分析

### ●次世代医療基盤法

### ●情報銀行の活用

### ●要配慮個人情報

### ●ビッグデータ分析

### ●特定健診・データヘルス計画

## 《2回目》

### ●国保証廃止に伴う過重負担

## 《3回目》

### ●健康ゴールド免許

れています。これだけでも大切な個人情報であり、紛失、盗難などによる情報の流出が心配されます。さらに問題なのは、このマイナンバーにさまざまな個人情報が紐付けられていくことです。

現時点では、マイナンバーは、健康保険、特定健診、ワクチン医療接種記録にかかわ

\*2) 2023年6月12日、小沼巧議員（立憲民主党）の質問に対する答弁。

\*3) 総務省ホームページ

\*4) 政府のさまざまな資料にあるとおり、個人番号（マイナンバー）の別名は「社会保障・税番号」である。

る情報のほか、年金、住民税、雇用保険などの情報と紐付けされています。13万件の誤った登録があった預貯金口座も今のところ任意で紐付けが始まっています。

政府は（6月）9日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下、「重点計画」）の改定を閣議決定しました。

この「重点計画」のなかに「マイナンバーカードの普及及び利用の推進」という項目があり、健康保険証との一体化に加え、運転免許証、日本で暮らす外国人の在留カード、自治体による子どもの医療費助成制度や診察券、母子保健の健診受診、母子健康手帳、介護保険証、障害者手帳、雇用保険受給資格者証、などをマイナンバーカードに一体化するとあります。国家資格、技

能士資格、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードの情報も紐付ける計画です。

すでに2021年の「デジタル改革関連法」<sup>\*5)</sup> 成立によって、医師、歯科医師、看護師など32の社会保障・税関連の国家資格<sup>\*6)</sup> をマイナンバーカードにひも付けることになっています。

今回の「マイナンバー法等の一部改正法」成立によって社会保障・税関連以外にも、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士など、50以上の国家資格や認定について新たに紐付けることにしました<sup>\*7)</sup>。将来的には約300の資格をマイナンバーに紐付けるといいます<sup>\*8)</sup>。

また、マイナンバーカードを「市民カー

---

\*5) 「デジタル社会形成基本法」「デジタル庁設置法」「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」2021年5月19日公布。

\*6) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、税理士。

\*7) 理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士（一級、二級）以外の資格は、マイナンバー法第9条別表から拾い上げると次の通り。

保険医、小児慢性特定疾病指定医、難病指定医、精神保健指定医、医師少数区域経験認定医、保険薬剤師、衛生管理者、救命艇手、受胎調節実地指導員、司法試験、司法試験予備試験、教員、死体解剖、全国通訳案内士、地域通訳案内士、建築物調査員、建築設備等検査員、木造建築士、クリーニング師、行政書士、海事代理士、海技師、自動車整備士、給水装置工事主任技術者、調理師、専門調理師、登録販売者（一般用医薬品の販売）、製菓衛生師、社会保険労務士、職業訓練指導員、キャリアコンサルタント、建築物環境衛生管理技術者、情報処理安全確保支援士、発破技士、上級保安技術職員（甲種・乙種・丁種）、発破係員（甲種・乙種）、坑外保安係員（甲種・乙種・丁種）、揚貨装置運転、ボイラー技師免許（特級・1級・2級）、ボイラー溶接士（特別・普通）、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、床上操作式クレーン運転、移動式クレーン運転士、小型移動式クレーン運転、潜水土、フォークリフト運転、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用、基礎工事用、解体用）、ショベルローダー等運転、運転技能、建設機械施工技術、ショベルローダー等運転、不整地運搬車運転、高所作業車運転、玉掛け技能、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、マンション管理士、衛生検査技師、国家戦略特別区限定保育士。



## ●送られてこない資格確認書

政府は来年（2024年）秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する方針です。カードをなくした人や取得していない人が保険証の廃止後も必要な保険診療を受けられるように「資格確認書」を発行するといいます。この「資格確認書」はこれまで国

民健康保険証が町から郵送されてきたのと違い、本人からの申請が必要です。申請が困難な人もいます。また、申請が必要なことが分からないまま、有効期限の切れた保険証を持ち続ける人も出るのではないかと思います。

「日常生活の様々なシーンに持ち歩くカードにするのだ」といいます。

厚労省の資料には「保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できることとする」とにありますが、保険者である府中町は、何をもって必要かそうでないかを判断するのでしょうか。

さらに、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォン（Android 端末）に搭載することも今年（2023年）5月から始まっています。

また、この間のトラブルで、マイナンバー

\*8) 厚労省「マイナンバーを活用した情報連携の拡大等について」第105回社会保障審議会障害者部会、2021年2月26日。

\*9) 河野太郎デジタル担当大臣(当時)は記者会見で次のように述べた。「マイナンバーカードとクレジットカードなどを連携し、マイナンバーカード1枚で、さまざまな場所で決済が可能になる『手ぶら観光』、こういうものがございませう。決済ができるだけでなく、地域の提携をしている店舗などでポイントがついたり、割引を受けられるメリットが利用者側にはあります。宿泊事業者などの地域のサービス事業者については、こうした観光客の行動データを匿名化して地域の観光開発、観光市場開発に活用したり、観光客を戦略的に割引やポイントその他のサービスで、観光客を地域に誘導できるメリットがあります。こういうさまざまな取り組みを通じて、行政だけでなく民間のビジネスシーンにおいても、誰でも使えるオンラインの本人確認機能としてのマイナンバーカードの利用を広げていきたいと思っています」(2022年12月23日)

\*10) 宇都宮大学は2021年度入学生から図書館での館外貸出や夜間休日等の大学建物への入棟の際などにマイナンバーカードを使用することにした。「マイナンバーカードの使用を強制しているのではないかと」いった批判が多く寄せられ、大学は「マイナンバーカードを取得していない方については別途手続きを行うことで、図書館及び授業時間外の建物への入室に利用できる磁気カードを貸出しております」とホームページ上に追記している。

カードで本人確認ができず、10割を支払ったケースがありましたが、「資格確認書」が入手できず、医療機関で10割を払わなければならない事態も想定されます。こういうことも決して起こしてはなりません。

そこで伺います。

マイナンバーカードのあるなしに関わらず、被保険者であれば医療にアクセスできるのが当然です。広島県とともに国保の被保険者である府中町は、どのような対策を検討されているでしょうか。

## ■福祉保健部長

「資格確認書」の交付について、まだ、国から政令等により、詳しい内容、取り扱いは示されていないため、詳細はまだわかりませんが、今年度から、国の動向を踏まえつつ、広島県全体で、検討課題を出して取り組む対応案を検討することとなりました。

国民健康保険等の被保険者が切れ目なく保険医療を受診できるよう、制度については、広報及び町ホームページ等で周知を図るとともに、申請を促す仕組み等の構築も含め、課題解決に取り組んでいきたいと考えています。

## 2. 医療 DX とは

つぎに医療 DX について質問します。

### ●健康保険証廃止は医療 DX の一環

マイナンバーによって紐付けられる個人情報には実に多様で、さまざまな利活用が予定されています。とりわけ重要なのは医療関係で、「医療 DX」を進める要となるのがマイナンバーです。

厚労省による医療 DX の定義は次の通りです。

「医療 DX とは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること」である<sup>\*11)</sup>。

医療だけでなく保健や介護も含めた、さまざまな個人情報をオンラインで利活用する。データの外部化、共通化・標準化するための「全体最適された基盤」とは、現在の「オンライン資格確認等システム」であり、それを拡充して構築する「全国医療情報プラットフォーム」を意味します。マイナンバーと被保険者番号の履歴を紐付けて、個人情報である保健・医療情報を流通させ、活用する。これが医療 DX です。

\*11) 第1回「医療 DX 令和ビジョン 2030」厚生労働省推進チーム 資料 2022年9月22日。

## ●医療 DX の 3 本柱

昨年(2022年)6月に閣議決定された「骨太方針 2022」<sup>\*12)</sup>は、「持続可能な社会保障制度の構築」として、①「全国医療情報プラットフォームの創設」、②「電子カルテ情報の標準化等」、③「診療報酬改定DX」の3つの課題を掲げ、「行政と関係業界が一丸となって進める」としています<sup>\*13)</sup>。さらに4つめの課題として「医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる」と述べています。

### (1) 全国医療情報プラットフォーム

まず、「全国医療情報プラットフォーム」です。

この4月からオンライン資格確認が原則義務化され、町内の医療機関にも「顔認証付きカードリーダー」が置かれています。これを使ってマイナンバーカードから情報を読み取り、本人確認するのが「オンライン資格確認」です。被保険者番号、電子証明書のシリアルナンバー、資格情報を自動的に取り込むことができ、国保中央会・支払基金が保有する情報を医療機関・薬局に提供することができるようになります。現在は、本人の同意のもとにレセプトから抽出された診療・薬剤情報、特定健診・後期高齢者

検診の情報を医療機関・薬局が閲覧することができます。

この「オンライン資格確認等システム」を拡充するのが「全国医療情報プラットフォーム」です。

「レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設」する、と「骨太方針 2022」に書かれています。プラットフォームとは、システムやサービスの提供に必要な「土台となる環境」のことを言いますが、この「全国医療情報プラットフォーム」に、介護を含む医療全般にわたる個人情報を集め、自治体や介護事業者等間を含め「共有・交換」、すなわち利活用できるようにするということです。

### (2) 電子カルテ情報の標準化

次に、電子カルテ情報の標準化ですが、全国医療情報プラットフォームを通じて共有、交換する情報を規格化し揃えることです<sup>\*14)</sup>。

診療情報提供書、退院時サマリー、健診結果報告書の3文書と、傷病名、アレルギー

\*12) 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」

\*13) 自民党はこの3つを総合的に進めていく方針を「医療DX 令和ビジョン 2030」と命名（『医療DX 令和ビジョン 2030』の提言）2020年5月17日）。その実行を政府に迫り、厚労省は上記推進チームを9月22日に設置した。

\*14) 「骨太方針 2022」では、「医療情報の共有や交換を行うに当たり、情報の質の担保や利便性・正確性の向上の観点から、その形式等を統一。その他、標準型電子カルテの検討や、電子カルテデータを、治療の最適化やAI等の新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用することが含まれる」となっている。

情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）、処方情報の6情報を厚労省標準規格とすると言っています。

また、「今後、医療現場での有用性を考慮しつつ、標準規格化の範囲の拡張を推進」すると言っていますので、3文書6情報に留まらず、流通させる情報が増えていくことになるでしょう<sup>\*15)</sup>。

### (3) 診療報酬 DX

第3に診療報酬 DX です。

「デジタル技術を活用して、診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化」し、「医療保険制度全体の運営コスト削減につなげることを目指す」とあります<sup>\*16)</sup>。

「骨太方針 2022」では、診療報酬 DX の目的について「作業の効率化」についてしか述べていません、実際には隠された2つの目的があります。一つは、「医療費の適正化」のために使うこと。もう一つは、収集したデータを民間企業に提供し、ビジネスチャンスの拡大に結びつけようとする

ことです<sup>\*17)</sup>。

全国保険医団体連合会はすでに2007年の段階で次のような警告を発しています<sup>\*18)</sup>。

本来レセプトは「療養の給付に関する費用」の請求明細に過ぎず、このデータを集積して、保険請求業務以外に利用することは、レセプトデータの目的外使用に該当する。

レセプトには最もデリケートな健康に関わる個人情報が含まれており、患者の同意なく、これを審査、支払以外の目的に使用することは個人情報保護法の趣旨にも反する……特にレセプトデータの民間への解放は国民の健康・医療に係わる情報が企業の“儲け”の対象にされるおそれがあるため禁止すべきである。

政府は、このような声に耳を傾けることなく、レセプトデータを集積し、保険請求業務以外に利活用できるように準備を進めてきたのです。

\*15) 自民党『「医療 DX 令和ビジョン 2030」の実現に向けて』(2023年4月13日)は、「電子カルテ情報共有サービス(仮称)は、今後3文書6情報に限ることなく、研究などに必要な情報や、画像等のデータも収集・共有していくことが必要である」(5頁)と述べている。

\*16) 全国医療情報プラットフォームと連携し、①共通算定マスタ、②計算ロジック、③データ、を標準化する「共通算定モジュール」を開発・運用して診療報酬の算定と患者負担金の計算を実施する(厚労省「診療報酬改定 DX 対応方針」2023年4月)。

\*17) この2つの目的は、診療報酬 DX だけでなく、全国医療情報プラットフォーム、電子カルテ情報の標準化を含めた医療 DX 全体の狙いでもある。

\*18) 「診療報酬オンライン請求に関する見解」2007年確定、2009年改定。

\*19) 経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」2001年6月26日。



## ●社会保障個人会計システム

2001年に出された最初の「骨太方針2001」<sup>\*19)</sup>に「社会保障制度の運営コストの削減」という文言が登場し、そのために社会保障番号制——今日のマイナンバーです——と「社会保障個人会計システム」が必要だと述べています<sup>\*20)</sup>。「社会保障個人会計システム」とは、個人レベルで

社会保障給付と税金、保険料、窓口負担、利用料などの負担を情報提供するシステムのことです。

経団連は2004年に「財産相続時における、社会保障受給額（特に年金給付）のうち本人以外が負担した社会保険料相当分と相続財産との間で調整を行う仕組みも検討すべきである」<sup>\*21)</sup>と提言しています。国保・国民年金、社保・厚生年金などの支払総額が黒字か赤字かを、国民一人ひとりについて判定する。支払総額が赤字の場合は、その分を死後、遺産から取り立てるといことです。そのために必要なのが総合的な社会保障・福祉オンラインシステムの整備、社会保障個人別カード（電子式）、社会保障・福祉制度に共通する個人番号だと経団連はいう。

「骨太方針2001」はまた、『『真』に支援が必要な人に対して公平な支援を行うことのできる制度を実現する』と述べていま



す。国民を「真に支援が必要な人」とそうでない人に区分し、「必要でない」と判定した人の給付を減らしたり、負担を増やす。そういうことを2001年の段階で考えていたわけです。

今進められている医療DX——全国医療情報プラットフォーム、マイナンバー制度・マイナンバーカードの原点は小泉構造改革にあります。

## ●医療費の「適正化」

2005年6月、同じく小泉政権のもとで閣議決定された「骨太方針2005」<sup>\*22)</sup>は、超高齢化社会において持続可能性を確保するためには社会保障給付の過大・不必要な伸びを厳しく抑制しなければならないとし、「医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、達成のための必要な措置を講ずる」と述べました。

この「骨太方針2005」を受け、同年

\*20) ITの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」システムの構築に向けて検討を進める（社会保障分野でのe-governmentの実現）。「骨太方針2001」18頁。

\*21) 経団連「社会保障制度等の一体的改革に向けて」2004年9月21日。

\*22) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」2005年6月21日。

12月1日に政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」<sup>\*23)</sup>、12月21日に「規制改革・民間開放の推進会議に関する第2次答申」<sup>\*24)</sup>、2006年1月に「IT新改革戦略」<sup>\*25)</sup>が出され、「医療費適正化」が具体化されてゆきます。同年6月、「高齢者医療確保法」を制定。「後期高齢者医療制度」によって75歳以上の高齢者を国保・健保から切り離し、「医療費適正化計画」「特定健康診査・特定保健指導」「医療保険等関連情報の調査及び分析」を一体的に進めることを法制化しました<sup>\*26)</sup>。

#### (4) 医療ビッグデータ分析

##### ●次世代医療基盤法

第4に医療ビッグデータ分析です。

「医療ビッグデータは宝の山」「21世紀の石油」<sup>\*27)</sup>などと言われています。健

康診断やレセプト情報が富を生み出す。それを後押しするのが医療DXの大きな目的の一つです。

「次世代医療基盤法」(医療ビッグデータ法)<sup>\*28)</sup>が2017年に公布されました。「健診結果やカルテ等の個々人の医療情報を匿名加工し、医療分野の研究開発での活用を促進する法律」だと内閣府は説明しています<sup>\*29)</sup>。

2017年5月30日から全面実施された「改正個人情報保護法」は、医療情報の多くを「要配慮個人情報」とし、第三者に提供するにあたっては本人の同意(オプトイン)が必要です。それに対して「次世代医療基盤法」は、本人あるいはその遺族が拒否しない限り、医療機関等は認定事業者<sup>30)</sup>に医療情報(要配慮個人情報<sup>30)</sup>)を提供することができ、認定事業者は、利活用者(製薬会社や研究機関)に匿名加工医療情報を

\*23) 「糖尿病等の患者・予備軍の減少や平均在院日数の短縮などの中長期の医療費適正化対策」、データ分析が可能になるようなレセプトのオンライン化を提言。

\*24) 「全レセプトデータを蓄積したナショナル・データベース」を構築し、「電子レセプトによる請求データ等のデータベース等の活用、研究等を活性化するため、民間等も含め活用」することを提言。

\*25) 「レセプトの完全オンライン化により医療保険事務のコストを大幅に削減するとともに、レセプトのデータベース化とその疫学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化する」ことを提言。

\*26) 高齢者医療確保法第16条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

1. 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項。

2. 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項。<sup>\*27)</sup>データは「21世紀の石油」とも言われるように、その利活用が国のあり方とその発展に大きな影響を与えることとなる。ただし、データを多く集めること自体には必ずしも価値はなく、そこから取り出される様々な意味や知見にこそ価値がある。さらに、AIの分析精度向上や様々な領域での活用により新たな価値を生み出すためには、データの量だけではなく、その種類・質が重要であり、多種類(多分野、多サービス)の高品質(高精度、高精細)なデータを大量にもっていることが競争力を左右するだけではなく、イノベーションの源泉にもなる。(総務省『2018年版情報通信白書』)

\*28) 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」2017年5月12日公布。

\*29) 内閣府「『次世代医療基盤法』とは」2022年10月。

提供できるようにしました。

このように個人情報保護法の「抜け穴」として「次世代医療基盤法」は作られたのですが、経団連は「まだ足りない」と見直しを求めました。2022年6月、内閣府は「次世代医療基盤法検討WG 中間とりまとめ」を発表します。

「匿名加工医療情報は、氏名等と仮IDの対応表を破棄する必要があること等により、特定の個人を再識別したデータ追加による継続的・発展的な研究が困難であり、研究や薬事目的で活用ににくい」とし、「再識別による継続的・追加的なデータ提供を可能とする匿名化の在り方」について検討すると述べています。再識別による継続的・追加的なデータ提供は、個人が特定できない場合は不可能です。

これ以外にも、「薬事承認のため審査当局に提出された匿名加工医療情報の元データの提供の可能化」、「利活用者が情報を探索・活用しやすくするような取組」が検討課題とされており、いずれも「匿名化」された情報を再び個人が特定できるものに戻すものです。

この「中間とりまとめ」に対して経団連は意見書<sup>\*31)</sup>をまとめていますが、次世代医療基盤法を個人情報保護法が禁じているゲノム情報や個人の特特定が容易な、少ない症例・特異値の活用を推進する仕組みとせよ、データサイエンティストが元データ

にアクセスできるようにせよ、医薬品の承認申請においては申請者（製薬企業等）が元データへのアクセスできるようにせよ、と言いたい放題。挙げ句は、「必要以上の規制強化は利活用者の負担となり、利活用の障害となることから避けるべきである」と、個人情報保護法の「抜け穴」として作られた「次世代医療基盤法」の完全な「骨抜き」を求めています。

この意見書を受けて、内閣府は次世代医療基盤法を見直し、「①希少な症例についてのデータ提供、②同一対象群に関する継続的・発展的なデータ提供、③薬事目的利用の前提であるデータの真正性を確保するための元データに立ち返った検証」ができるように検討するとしました。

また、新たに「仮名加工医療情報」を創設。「仮名加工医療情報」とは他の情報と照合しない限り、個人を特定できないよう加工した情報をそう呼ぶのだそうです。個人情報から氏名やID等を削除するのですが、他の情報と照合すれば個人の特特定が可能だということです。

## ●情報銀行の活用

今月（2023年6月）16日、「骨太方針2023」（「経済財政運営と改革の基本方針2023」）とともに閣議決定された「成長戦略等のフォローアップ」に「2022年度に行った健康・医療分野における情報銀行の

\*30) 個人情報保護法第2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

\*31) 経団連「次世代医療基盤法見直しに関する意見」2022年10月21日。

活用等の検討結果を踏まえ、2023 年度末までに情報銀行の認定指針を改定する」と書かれています。

情報銀行は、行動履歴や購買履歴、ヘルスケアデータなど個人情報を含むデータ（パーソナルデータ）を個人から預かり、パーソナルデータを利用したい事業者に提供します。個人情報を集めて、それを必要とする企業に販売する「銀行」で、2019 年から認定が始まりました。

現在、三井住友信託銀行株式会社、中部電力株式会社、みずほ銀行とソフトバンクが設立した J.Score など 7 社が「情報銀行」として認定されています。

### ●要配慮個人情報

現在は個人情報保護法によって、個人データの提供は規制されており<sup>\*32)</sup>、病歴（診療・調剤情報）、健診結果、保健指導、障害（身体・知的・精神障害（発達障害を含む）、遺伝子検査結果（ゲノム情報）、を含む「要配慮個人情報」を扱う事業は情報銀行に許可されていません。

しかし、これに対して経団連などから、「要配慮個人情報」が取り扱えないため不都合が生じていると規制緩和を求めています

す。これを受けて、総務省は 2022 年 11 月に「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 要配慮個人情報ワーキンググループ」を立ち上げ、今年 3 月に「とりまとめ（案）」を示し、情報銀行が「要配慮個人情報」も取り扱えるように変えてゆく方針です<sup>\*33)</sup>。

厚労省の資料<sup>\*34)</sup>に示された、預託、収集された情報の使い道は、「利用者個人のために（直接的便益）」とされているものでは、自治体関係として「住民個別の健診の受診勧奨、要支援者、子育て世帯への生活支援」があげられていますが、「要配慮個人情報」を取得しなければならないことではありません。企業の活用例としては、①フィットネスジム、レシピ提案などのヘルスケアサービス、②家事代行サービス、高齢者見守りなど介護保険外サービス、③保育園での預かり、シッター派遣などの子育て支援サービス、④保険の提案・見直し、⑤ヘルスケアに係る商品・サービスの広告などをあげています。これらは有料のサービスと商品購入を促す広告というビジネスです。ねらいが企業への情報提供だということは明らかではないでしょうか。

「利用者個人以外のため（間接的便益）」

\*32) 個人情報保護法第 23 条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

\*33) 現在、情報銀行が取り扱えるのは、レベル 1：利用者個人の同意に基づいて取得・提供可能な、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報、具体的には、歩数、体重、体脂肪、体温、血圧、脈拍などのバイタルデータ。今後は、レベル 2：健康・医療分野の要配慮個人情報、具体的には、既往症を含む法定健診項目、アレルギー、服用歴を示すお薬手帳、OTC 医薬品（医師の処方箋がなくても薬局などで購入できる薬のこと）なども取り扱い可能とする計画である。

\*34) 総務省「要配慮個人情報 WG とりまとめ（案）～健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係る方針について～」2023 年 3 月。



とされるものとしては、自治体関係としては、地域の健康増進に係る政策の企画、地域全体の高齢者サポート体制づくりがあげられています。これもまた「要配慮個人情報」を取得しなければならないものではありません。

企業の活用例としては、新薬開発・医療機器開発を筆頭に、生活習慣病改善に向けた運動プログラム開発、特定の疾病の方に向けた健康食品の開発、健康チェックソフト・アプリ開発があげられています。

ここにこそ「要配慮個人情報」を収集する目的があります。

### ●ビッグデータ分析

政府は「匿名加工医療情報」とか「仮名加工医療情報」という言葉を作って、個人情報を守られるかのように説明しています。しかし、収集した情報は分析され、政府や企業が一人ひとりに何らかの働きかけをするために用いられます。

ビッグデータ分析は、次のようなプロセスを経ます。

①大量のデータが収集され、プールされる（＝「ビッグデータの収集・集積」段階）。

②それがAIによって解析され、我々人間が気づかなかったような事物の相関関係や行動パターンが抽出・発見される（＝「解析」段階）。

③こうした相関関係やパターンが特定のデータベースに適用（心気言され、当該データベースに登録された特定個人の趣味嗜好、健康状態、能力、信用力などが自動的に予測される（＝「プロファイリング」段階）。

④この予測結果が特定の目的（企業の採用活動、与信、テロリズム対策、裁判所の量刑判断など）のために利用される（＝「利用」段階）。

⑤予測結果の妥当性を検証するためにデータベース登録者の行動が事後的に追跡される（＝「追跡」段階）<sup>\*35)</sup>。

インターネットで何かを検索・閲覧したり、購入したりすると「お勧めの商品」が提案されたり、広告が表示されています。

注意して画面を見ていると「広告用ID等とお客様の興味関心（推定）を用いて当社所定の広告配信事業者によるターゲティング広告<sup>\*36)</sup>」がなされます。興味関心の推定は、当社・広告配信事業者それぞれが行う場合があります」と表示されていることに気づきます。

\*35) 山本龍彦編著『AIと憲法』日本経済新聞出版社、2018年、20-21頁。

\*36) 「ターゲティング広告」とは、ブラウザの閲覧履歴やビッグデータの解析結果などによって広告を表示する対象を絞り込んだ広告のこと。

私たちの情報を知らないうちに収集・分析し、活用する。これと同じことを医療 DX でやろうとしているわけです。

### ●特定健診・データヘルス計画

町の実施している特定健診・後期高齢者検診の情報は、「オンライン資格確認等システム」によって、現在は医療機関と薬局が閲覧できます。今後は製薬会社をはじめとする民間企業が利活用できるようにする。

特定健診・後期高齢者健診（府中町は「長寿健康診査」と呼んでいる）はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、2006 年の高齢者医療確保法に基づき 2008 年度から始まりました。血液検査や尿検査などによって「糖尿病、高血圧症をはじめとする生活習慣病の兆候やリスクをいち早く発見する」ためのものです。医療保険者（健康保険組合や全国健康保険協会などの各被用者および国民健康保険）が実施主体となっています。特定健診は 40～74 歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として行われ、75 歳以上は後期高齢者医療制度の加入者が対象です。

町内に住む国保加入者と後期高齢者制度加入者に対して当町が特定健診・後期高齢者健診を実施しています。これらの健診データとレセプト（診療報酬明細書）データを分析し、「被保険者の健康づくりや疾病予防・重症化予防を行う」ために医療保

険者は「データヘルス計画」を作ることになっています。

当町も 2017 年に「府中町国民健康保険データヘルス計画」を策定しました。冊子の冒頭に、計画の趣旨として「被保険者の自主的な健康増進及び疾病の予防の取組を支援」することとあり、これが大変重要だと思います。

特定健診は特定保健指導とセットであり、厚労省の資料<sup>\*37)</sup>には「(自分)自身で、『行動目標』に沿って、生活習慣改善」するようアドバイスするとありましたが、同様の立場だと思います。この資料には Q&A があって「プライバシーが守られるのか心配だけど大丈夫」という問いに対して、次のように回答しています。

医療保険者は個人情報保護法に従い健診・保健指導の結果データを厳重に管理することが義務付けられており、漏洩被害があった場合等は、法律で罰則が定められています。

また、実施機関は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められており、同様に法律で罰則が定められています。

しかし、今回の医療 DX のキーワードの一つは先ほどから述べているように「個人情報の利活用」です。厚労省が昨年作った資料「医療 DX について」<sup>\*38)</sup>には「保健・医療情報（介護含む）の利活用を積極的に

\*37) 厚労省「平成 20 年 4 月から特定健康審査・特定保健指導が始まりました」

\*38) 第 1 回「医療 DX 令和ビジョン 2030」厚生労働省推進チーム（2022 年 9 月 22 日）。



データヘルス計画の説明図

推進していくことは非常に重要」「医療情報の適切な利活用による創薬や治療法の開発の加速化により、関係する分野の産業振興につながる…が期待される」と書かれています。

先ほどのQ&Aの答えにあった「健診・保健指導の結果データの厳重な管理」「受診者のプライバシー情報を守る」は空文句となるでしょう。

町民の皆さんの「自主的な健康増進及び疾病の予防の取組」を支援する「データヘルス計画」が、医療DXによって、企業に利活用され、儲けの手段になることにシフトするのではないかと危惧しています。

そこで伺います。

当町でのデータヘルス計画と保健指導はどのような内容になっているのでしょうか。

## ■福祉保健部長

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の対象者の健診結果は、健診後、国保連合会に集約されます。国民健康保険の対象者については、健診結果やレセプト情報を基

に、町で保健指導対象候補を抽出し、候補者のうち参加希望者に保健指導を行っております。

事業としては、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防プログラム、頻回重複受診指導、未受診者（異常値放置）

勧奨を実施しています。後期高齢者医療保険の対象者については、健診結果やレセプト情報を基に、町の課題を分析し、課題解決に向けて保健指導や介護予防事業を一体的に実施しています。

事業としては、糖尿病性腎症重症化予防プログラム、通いの場での周知・啓発活動を実施しています。「データヘルス計画」は、2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」を受け、すべての健保組合は、健康一医療情報を健診データやレセプトデータを活用してデータ分析し、PDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に健康課題の把握や保健事業を実施し、被保険者の健康づくりや疾病予防一重症化予防を行うための計画です。計画期間は2017年度から2023年度となっており、2021年度に中間評価と見直しを行いました。

分析結果としましては、本町の2020年度の一人あたりの医療費（調剤を除く）は、県内14位で、平均より低い値となっていました。また、2017年度から2019年度にかけては、被保険者一人あたりの医療費はわずかながら減少しており、「生活習慣病にかかる医療費が高い」結果を受け、町が取り組んできた効果がみられていると

考えられます。今後も、健診データを活用し、運動や健康的な食生活の推進、特定健康診査の受診、特定保健指導の利用勧奨など、生活習慣病の早期発見、重症化予防の取り組みを継続してまいります。

## 《2 回目》

二見議員 「日刊ゲンダイ」(6月17日付)に『健康保険証』廃止で自治体から悲鳴…事務作業激増で職員に『死人が出るレベル』深刻懸念』という記事が出ていました。記事は次のように書いています。

ただでさえ、窓口業務の負担増がミスにつながっているのに、これから先、さらに業務が逼迫する恐れがある。最大2万ポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」が9月末に期限を迎えるうえ、来年秋の保険証廃止に伴う新たな事務作業がのしかかるからだ。

日本全体ですと、6月11日現在で、マイナンバーカードを申請した人は約9,720万人(人口の77.2%)で、健康保険証として利用登録した人が6,376万人(交付枚数の69.3%)です。77.2%のうちの69.3%ですから、いわゆる「マイナ保険証」を持つ人は人口の53%です。さまざまなトラブルが発覚して、少なくない国民がマイナンバー制度やカードに不信感を抱いています。保険証を紐付けする人は今後あまり伸びないのではないかと考えられます。このままで推移すれば3,000万人前後の人

に「資格確認証」を発行する事態になる。

当町の場合は今年4月の数字ですが、国保加入者は8,193人で、マイナンバーカードを国保証として利用登録した人が4,341人、53%です。3,000人以上の人に「資格確認証」を届けないといけなくなる。

これまでは国保加入者全員に郵送し、問題はなかったと思います。

近々届く新しい保険証は来年(2024年)7月31日が有効期限です。これまで通りの保険証はこれが最後で、「健康保険証」廃止後は1年間有効とみなすとされています。当町の場合は2025年の7月末までです。この前後に問合せ、健康保険証として利用登録する人、「資格確認書」を申請する人が殺到する可能性がある。放っておく人もでるでしょう。それぞれに別々の対応が求められます。

京都市ではマイナンバーカードを申請した人で4万人が受け取りにきていないという問題が発生しています。混乱は必至です。

問合せやクレーム対応を含め、職員の事務量は相当増えることになるでしょう。役場はすでにオーバーワークが原因で病気になったり退職する人が出ています。

今後、国から詳しい内容や取り組みが示されていく中で、事務を進めていくことになりませんが、事務量に見合った適正な人員配置を心がけていただきたいと考えています。

そこで伺います。



国保証廃止による過重負担によつて職員の健康が損なわれないように職員配置をすべきだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

### 《3 回目》



二見議員 3月議会で「自治体 DX」について取り上げました。「出来の悪いSF小説のようだ」という感想がありましたが、医療DXは、より一層出来が悪くなっています。

#### ●健康ゴールド免許

「骨太方針 2001」で「社会保障個人会計」が提起されました。総理大臣は、小泉純一郎氏です。それから15年後の2016年、息子である小泉進次郎氏が自民党「2020年以降の経済財政構想小委員会」の委員長代行として「健康ゴールド免許」構想を発表しました<sup>\*39)</sup>。

その要旨は次の通りです。

①生活習慣病、がん、認知症は普段から健康管理を徹底すれば、予防や進行を抑制できる。

②「病気になるようにする」自助努力を支援していく。

③現行制度では、健康管理をしっかりとやってきた人も、そうではなく生活習慣病になってしまった人も、同じ自己負担で治

療が受けられる。これでは、自助を促すインセンティブが十分とは言えない。

④今後は、健康診断を徹底し、早い段階から保健指導を受けていただく。そして、健康維持に取り組んできた方が病気になった場合は、自己負担を低くすることで、自助を促すインセンティブを強化すべきだ。

⑤医療介護でも、IT技術を活用すれば、個人ごとに検診履歴等を把握し、健康管理にしっかり取り組んできた人を「ゴールド区分」に出来る。いわば医療介護版の「ゴールド免許」を作り、自己負担を低く設定することで、自助を支援すべき。

医療DXの最も重要なねらいが明け透けに語られています。個人ごとに検診履歴などを把握し、「真に支援が必要な人」とそうでない人を区分する。健康管理をしっかりとした人が「真に支援が必要な人」であり、それを怠った人は支援に値しない。これが2001年に提案された社会保障個人会計の行き着く先です。

自助・自己責任は資本主義の基本原理で

\*39) 「人生100年時代の社会保障へ」(2016年10月26日)

すが、それだけでは貧困、格差が広がり、犯罪も増えた。それで20世紀に入って、国家が主体となって「健康で文化的な暮らし」を支える社会保障が登場しました。しかし、20世紀末から、日本では小泉構造改革以後、自助・自己責任が強調され、社会保障は後退し、19世紀に後戻りしたかのようなようです。医療DX、社会保障個人会計、「健康ゴールド免許」は、公的保険、社会

保障の名に値しないものです。

地方自治体の任務は「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法第1条2）にあります。医療情報がきちんと保護され、データヘルス計画が、企業の儲けの対象にならないよう、また国保加入者の医療を受ける権利が阻まれないように頑張ってくださいと思います。



### 《参考文献》

- 黒田充（2016）『マイナンバーはこんなに恐ろしい』日本機関出版センター。
- 黒田充（2020）『あれからどうなった？ マイナンバーとマイナンバーカード』日本機関出版センター。
- 黒田充（2023）『何が問題か マイナンバーカードで健康保険証廃止』日本機関紙出版センター。
- 山本龍彦（2017）『おそろしいビッグデータ 超類型化 AI 社会のリスク』朝日新聞出版。
- 山本龍彦（2018）『AI と憲法』日本経済新聞出版社。
- 全国保険医団体連合会（2007 / 2009 改定）「診療オンライン請求に関する見解」
- 全国保険医団体連合会（2010）『「社会保障・税の共通番号」創設に反対する意見』
- 全国保険医団体連合会（2011）「レセプト電子請求に関する見解」

# 役場敷地内「親水施設」について

第5回定例会一般質問 2023年9月11日



## もくじ

### 1. 猛暑を緩和するために

- 涼しさを感じられる町づくり
- 近くて遠い水辺
- 親水施設をつくる

### 2. 府中町の過去と未来

- 古代からオアシス都市だった
- 府中町の将来像
- オアシスの二つの意味

## 1. 猛暑を緩和するために

### ● 涼しさを感じられる町づくり

猛暑が毎年続き、今年の夏(7～8月)は、日本全国の平均気温が1898年の統計開始以来最高となりました。

また、国連のグテーレス事務総長が、今年7月、記者会見を開き、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した<sup>\*1)</sup>」と警告しました。猛暑が日本だけでなく、地球的規模で起きているということです。世界各地で猛暑の影響で熱中症になる人が増え、干ばつ、山火事、洪水などの自然災害も増えています。

地球温暖化、沸騰化は、二酸化炭素など温室効果ガスの増加によってもたらされたものです。この温室効果ガスを着実に減らすことが求められており、当町も今年3月、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました（「府中町ゼロカーボンシティー宣言」）。

温暖化、沸騰化に対して温室効果ガスの削減を進める取組を進めることは待ったなしです。しかし、この取組によって沸騰化を抑え、かつてのような夏に戻るためには長い時間がかかります。病気の治療にたとえると病気の原因を取り除き、根本から治

\*1) The era of global warming has ended; the era of global boiling has arrived. 7月27日、記者会見。

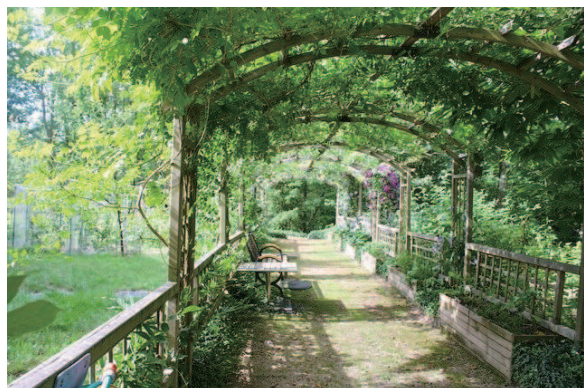
\*2) 警視庁警備部災害対策課 Twitter (現 X) 2020年8月18日。

す「原因療法」が「温室効果ガスの削減」です。それに対して、病気の原因を取り除くわけではないが、痛みなどの症状を和らげる治療法を「対症療法」といいます。

温室効果ガスの削減という「原因療法」とともに「対症療法」として、「暑さをしのぐ環境づくり」「涼しさを感じられる町



東屋（あずまや）



パーゴラ



ミストシャワー

づくり」を進めることが求められているのではないのでしょうか。

その方法として、第1に、日陰をつくる樹木、東屋、パーゴラ——藤棚・ぶどう棚のような格子状の棚のことで——を町内に増やしていくことです。日向と日陰は、気温はほぼ同じですが、路面温度に差があり、炎天下では20度くらい違うこともあるそうです\*2)。

第2に、町内の公共施設にミストシャワーを設置することです。全国の自治体が熱中症対策として、公園や学校などの公共施設に設置することが広がっています。

ミストと呼ばれる微細な水の粒を噴き出し、人工的な霧を発生させる装置です。水が液体から気体に変わる際、周辺から熱を奪う気化熱を利用して、周辺の気温を下げるができます。視覚的にも涼しげな印象を与える効果もあり、夏の暑さ対策として活用されています。

第3に、水と親しむ空間をつくることです。

毎年、夏の時期になると、小さな子どもたちが水遊びをする光景がニュースなどで



じゃぶじゃぶ池

\*2) 警視庁警備部災害対策課 Twitter（現 X）2020年8月18日。

\*3) 足立区ホームページ。

映し出されます。「じゃぶじゃぶ池」と呼ばれ、「オムツを使わなくなった就学前の子どもが、遊びながら水に親しめる無料の施設」\*3) で、東京都内に多くあるようです。千代田区5か所、中央区4か所、新宿区4か所、文京区4か所、荒川区5か所、港区9か所、足立区17か所、杉並区33か所など、じゃぶじゃぶ池がない区はありません。県内でも福山市や尾道市などいくつかの自治体にあり、人気のスポットとなっています。

### ●近くて遠い水辺

府中町に水辺は確かにあります。

まず、「みくまり峡森林公園」があり、自然の溪谷を生かした緑豊かな憩いの場となっています。草摺（くさずり）の滝や石ころび池など、小さなお子さんでも川遊びが楽しめる、天然の「じゃぶじゃぶ池」です。

河川も、府中大川、榎川、八幡川が町内を流れています。

しかし、町民のみなさんの日常的生活、日々の暮らしのなかで、みくまり峡や河川はどのような関係でしょうか。

みくまり峡は確かに近いけれども、買い物帰りにちょっと寄ってみる場所ではなく、子どもたちだけで行ける場所でもない。休日に大人と一緒にいくところだと思ふのです。

河川はどうでしょう。榎川や八幡川は、カタカナの「コ」の字を横にした三面コンクリートのところが多く、容易に水に近づくことができません。府中大川も河川敷は狭く、やはり水に近づけない。河原もなく



草摺（くさずり）の滝  
サイト「まるごと府中町」より転載

川辺で夕涼みをしたり花火をやる場所は残念ながらありません。府中町の水辺は「近くて遠い」のです。

### ●親水施設をつくる

河川については、改修して水辺に近づけるようにするという考えられますが、町内を流れる府中大川、榎川、八幡川はいずれも天井川であり、すぐ近くに家も建ち並んでいることから、そういう改修は難しいのではと思います。

ですから、この「近くて遠い」状況をなんとかするためには、人工的に補うこと、先ほど述べた「水と親しむ空間」をつくり出す必要があります。

そう考えていたところ、実は役場敷地内の八幡川近くに「親水施設」があることを、ごく最近知り、驚きました。

この「親水施設」は、「せせらぎの聞こえる」、涼しさを感じることでできる施設としてつくられたようですが、長年使用さ



使われていない親水施設

れていません。

事業費は約 4,000 万円だと伺いました。大変もったいないことだと思います。

この施設ができた経緯について教えてください。

■**町民生活部長** 1992 年度に宮の町ポンプ場が完成した翌年度に、「宮の町ポンプ場場内整備工事」として、役場庁舎とポンプ場の全体修景を考慮した水路や滝、植栽、遊歩道、ベンチの設置等の施設整備を行ったもので、93 年度末に完成しました。

名称について調べたところ、財産台帳に登録されていませんが、整備時の設計書や議会説明では、「語らい広場、語らいの道、せせらぎ川、せせらぎ水路」、修繕時には、「せせらぎ川、せせらぎの滝、宮の町ポンプ場親水公園」と呼ばれていました。

また、完成後、1994 年 5 月号広報ふちゅうの表紙で、「役場庁舎の駐車場横に、『せ

せらぎ』の聞こえる緑の公園ができました」と紹介しています。

当時の議会等では、「限られたスペースの中でコンパクトに造作し、庁舎に来られた人々に潤いのある町としてのイメージを与えるものとし、メインシンボルとして滝、せせらぎ水路を配置する」「宮の町ポンプ場は、国

庫補助事業で工事完了済。場内整備についてもポンプ場の用地ということで整備している。国の指導もあり、イメージアップとか多目的に利用できるものとして指導されている」との答弁を行っています。

二見議員 なぜ現在は使用されていないのですか。いつから使用していないのでしょうか。

■**町民生活部長** 1992 年度に宮の町ポ  
「なぜ現在、使用されていないのか。いつから使用していないのか」については、確定的な記録がないため、関係職員への聞き取りや予算執行記録、担当者メモなどを参考に、停止時期や理由を推測しました。

停止時期は、施設の水道料金を負担していた下水道課の資料ならびに歳出差引簿から、2007 年度末に給水栓を閉めて、水の流れを止めた可能性が高いです。

停止理由は、水を循環させて稼働する

施設でしたが、何らかの原因により、均一に滝から水が落ちてこない現象が生じるとともに、水を受ける滝つぼ部の漏水のため、水の循環が正常に機能せず、使用水量が年々増加していったものと推測されます。

漏水対策として、滝つぼ部と流水路の石張をすべて剥ぎ取り、シート等を敷いたうえで再度施工するなどの検討も行ったようですが、根本的な解決策にはならず、これ以上の調査や修繕には多額の費用や時間がかかることが想定され、一旦停止し、現在に至っているものと考えます。

## 2. 府中町の過去と未来

**二見議員** 今後どのようにするつもりなのか。このまま放置しておくのでしょうか。

**■町民生活部長** 今のところ、どうするのかは決まっていません。なお、宮の町ポンプ場は、1993年に供用開始し、現在まで約30年経過していますので、今後、耐震化、改築等の必要がありますので、それに合わせて、考えていきたいと思います。

**■二見議員** 親水施設をどうするのか。



月牙泉（げつがせん）…中国甘肅省にある砂漠中のオアシス

現時点では未定で、宮の町ポンプ場の耐震化、改築と合わせて考えていきたいという答弁でした。

この親水施設が宮の町ポンプ場整備の一環として、また、「庁舎に來られた人々に潤いのある町としてのイメージを与えるもの」として、今からちょうど30年前の1993年に整備されたわけです。

それが2007年頃、漏水などの理由により水の循環が出来なくなり、15年近く停止したまま今日に至っている。

大変、残念でなりません。

### ●古代からオアシス都市だった

「潤いのある町」で思い起こすのは、当町の将来像として掲げられた「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふ

\*4) シルクロードは、2014年に世界遺産に登録された。漢や唐の時代に都だった長安（現在の西安）や洛陽から天山回廊と呼ばれるルートを経て、中央アジアに至る計5000kmの遺跡群や、仏教の石窟寺院や要塞など計33の遺跡が含まれている。シルクロードは中国特産の絹を西側へ運んだ交易路で、紀元前2世紀ごろから形成されたとされていて、様々な文明をつなぎ、交易のほか宗教や文化、芸術などの交流を促した点が評価された（「世界遺産オンラインガイド」）。

ちゅう」です。

オアシス（Oasis）とは、中央アジアの砂漠地帯で、地下水が地表に湧き出る場所のことで、そこに都市が形成されました。このオアシス都市を結び、東アジア・西アジア・南アジア間を最短距離で結ぶ交通路がオアシス・ロード、いわゆるシルク・ロードです<sup>\*4)</sup>。

「下岡田官衙遺跡（しもおかだかんがいせき）」は、古代道路、山陽道の「安芸駅家（あきのうまや）」の可能性が高いと言われています<sup>\*5)</sup>。

「駅家」は、都と地方を結ぶ駅路（えきろ）沿いに設置され、公務で旅行する役人などに馬や食事、宿泊を提供する「人馬中継施設」としての役割を担っていました<sup>\*6)</sup>。

『日本の古代道路を探す』という本には山陽道の駅家について次のように書かれています。

「特に山陽道の駅家は、念入りに整備された。なぜなら、山陽道の駅家では、太宰府で入国し、都城（とじょう）に向かう外

国使節が宿泊することが想定されていたからである。当然、接待も考慮していただろう。つまり、山陽道の駅家は迎賓館でもあった<sup>\*7)</sup>。

馬や食事、宿泊を提供するためには、水が必要不可欠です。もちろん府中町には、いい水がありました。呉娑々宇山を源にみくまり峡の奥から伏流水となり、現在の石井城1丁目あたりが扇状地の端で、水が湧き出た。その代表的なものが今出川清水、出合清水だったわけです。

以前は、湧水が周辺に多くあったと言われていました<sup>\*8)</sup>。しかし、農業の衰退、宅地化の進行などによって消滅ないし、水量が激減しました。

現在は、非常に残念な状況ですが、府中町の歴史を振り返ると、古代から美味しい水の湧き出る<sup>\*9)</sup>町、オアシスだったわけです。

---

\*5) 「下岡田官衙遺跡は広島湾北東部の山塊から南西に派生する丘陵の先端、標高10～60mの南西向きの緩斜面地に立地する。昭和38年度から昭和41年度まで行われた遺跡中心部の内容確認を目的とした発掘調査で2棟の瓦葺礎石建物や井戸などが検出されるとともに、瓦、土師器、須恵器、木簡、文書函蓋、木製品などが出土した。その立地や出土遺物、周辺の地名などから、早くから安芸駅家である可能性が指摘されてきた。

平成28年度から令和元年度まで府中町教育委員会によって行われた発掘調査やこれまでの調査成果の再検討の結果、遺跡は7世紀後半に漆を用いた作業に関わる施設として成立し、8世紀中ごろに計画的に配置された2棟の瓦葺礎石建物を中心とした施設となり、9世紀前半に廃絶したことが明らかになった。山陽道沿線では8世紀中葉以降に、瓦葺の駅家が整備されることが知られているが、本遺跡の施設もこれに合致し、規模や出土遺物からして寺院や国府、郡家関係施設とは考えにくく、駅家の可能性が極めて高いことが改めて確認された。

山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であり、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡である」（広島県教育委員会ホームページ）。

2020年、下岡田官衙遺跡は国史跡に指定された。



## ●府中町の将来像

次に、府中町の未来、将来像から考えてみたい。

府中町第4次総合計画（以下、4次総）には、次のように書かれています。

「第3次総合計画に掲げた将来像『ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう』を継承し、その実現に向けて、まちが賑わい活性化することで、誰もが住んでみたいと思う「魅力」があるまち、いつまでも安心して住み心地のよい「愛着」が持てるまち、府中町に暮らすことに「誇り」が持て自慢できる暮らしやすいまちを目指します」

さらに、目指す「暮らしやすいまちづくり」の視点として、

①住んでよかった、住んでみたいまちとして、府中町で暮らすことに誇りが持てる『オアシス都市』を目指す。

②安心して子どもを産み、育ていく環境が充実したまちとして、このまちに住んでみたい、住み続けたい『オアシス都市』を目指す。

③コンパクトなまちで自然と住宅地が近接しており、生活の利便とともに水と緑に恵まれた静かで安らぎのある『オアシス都市』を感じられるまちを目指す。

## ●オアシスの二つの意味

先ほど述べましたように、オアシスとは「砂漠の中にある、真水（泉、河川など）が絶えず得られる土地」というのが元々の意味です。

もう一つは、そこから派生して「比喩的に、疲れをいやし、安らぎを与えてくれる場所や状態」を意味しています。

4次総の「まちづくりの視点」は、1番目、2番目が、後者の意味＝「安らぎ」に繋がる内容であり、3番目は元々の意味である「水と緑に恵まれた」という点に繋がっ

---

\*6) 府中町ホームページ。

\*7) 中村太一『日本の古代道路を探す』平凡社新書、2000年、27頁。

\*8) 「古代において此の地が安芸郷として発展した一つの理由は、沖積世に入ってから、府中の北部地区に多くの丘陵と同時に海拔3～10メートルの処々に自然湧泉が存在したからである。ごさそう山から二手に分かれて流出している北側の温品川の上流丘陵には置谷住居址があり、さらに古い時代には中山遺跡が存在し、他方の府中町の中央に西流することとなった榎川は恐らく室町・戦国期以降に定着したものと思われる。そして現在も細々と残っている『東川』『坂川』『旧総社川』はデルタ的な府中平地部を形成したが、その小川の間部には幾つかの自然湧泉が二千年以上にわたって湧出し続けている。「出合清水」や「尾首の池」はその代表的なものであるが、そのほか二、三のものを除いては農業の消滅とともに埋立てられてしまった」『安芸府中町史 通史編』49頁。

\*9) 富山県ホームページ「とやまの水を知ろう / おいしさのワケ」には、伏流水がなぜ美味しいのかについて次のように説明している。

「山に降った雨や雪は扇状地の地下をゆっくりと流れながら地中の成分を吸収し、扇端部で湧き水となる頃には、まるやかでおいしい水となっているのです。自然のろ過フィルターが気が遠くなるほど長い時間をかけて、雨や雪をミネラルウォーターに変えているともいえます」。

ています。

府中町のまちづくりの3つの視点はいずれも重要なものですが、オアシスの元々の意味である「水と緑に恵まれた」という点が土台に座らなければならない。現状では、これまで述べましたように町内の生活

空間に水＝オアシスは不足していると言わざるをえません。

日陰があって水と親しむ空間や施設を町内のあちこちにつくり、オアシスを実感できる町にしていく必要があると考えます。

「隗より始めよ」と言いますが、まず役場敷地内の「親水施設」——壊れているが、すでに「ある」わけですから、これを改修をして、早期に再稼働できるようにすべきです。

「潤いのある町」、「オアシス都市ふちゅう」のシンボルとして、また、暑い夏の対策として、子どもたち、親子連れ、町民のみなさんが憩い遊ぶ場所として、「親水施設」が活用される日が一日も早く訪れることを期待しまして、私の質問を終わります。

## 広報ふちゅう 8

1997 No.802



### 夏休みing

すべてが輝いて見えた  
少年時代

親水施設で遊ぶ子どもたち  
(広報ふちゅう 1997年8月号)



### 《参考文献》

荒川正晴『オアシス国家とキャラバン交易』山川出版社、2003年

中村太一『日本の古代道路を探す』平凡社新書、2000年

近江俊秀『古代道路の謎』祥伝社新書、2013年

舘野和己・出田和久編『日本古代の交通・流通・情報 3 遺構と技術』吉川弘文館、2016年

『安芸府中町史』第1巻、1979年

佐々木卓也「古代安芸における地方官衙の復原」『地理科学』1978年第29巻

木下良「近年における古代道研究の成果と課題」『人文地理』1988年第40巻第4号

# 有効票？ 無効票？

## 立会人のしごと

今年(2024年)は、町長選(5月)、町議選(9月)、衆議院選挙(10月)と一年間に3回も選挙がありました。

選挙といえば投票です。町長選の時には投票用紙に候補者の名前が書いてあって、○(マル)のスタンプを押しました。このやり方を「記号式投票」といい、公職選挙法第46条の2に定められています。書き間違いがなく、開票もしやすい。

一方、町議選と衆議院選挙は、候補者の名前を書く「自書式投票」でした。

今回の衆議院選挙で、私は比例代表の開票立会人をしました。立会人の一番大切な仕事は票の確認です。私たち立会人のところに、政党ごとに200枚ずつの束がやってきます。それぞれの政党の名前がちゃんとかかれていますか、他の政党の票が紛れていないかをチェック。まず、完全有効票が来ます。これは誰がどうみても「@@党」だと分かるものです。

次に「判定有効票」が来ますが、これは字が間違っていたり、汚い字だったりするけれども、有効だと判定されたものです。

開票に当たってはできるだけ投票者の意思を尊重しますので、その政党であることが分かれば、誤字、脱字もかなり緩やかに認められます。

今回あったものを紹介しますと「国民民主党」「口民主党」「社会民主党」「立」「共」「公」、いずれも有効とされました。ひらがな書きでも大丈夫です。

そして「按分(あんぶん)票」。立憲民主党と国民民主党はともに略称を「民主党」にし

ています。民主党とだけ書かれた票はどちらに入れたのか、投票者の意思が分かりません。そこで「民主党」と書かれた票は、それぞれの得票割合に応じて割り振ります。例えば有効票が、立憲3,000票、国民2,000票で、「民主党」と書かれた票が100票ならば、60票と40票に分けるのです。これを按分票と呼びますが、どのように按分するかは開票が済み、有効票の数が決まらないと分かりません。私たち立会人の役割は、「按分票」として回ってきたものが、立憲民主党でも国民民主党でもなく「民主党」とだけ書かれていることを確認することです。



最後に来るのが「無効票」です。今回、「共参党」「公民党」というのがありますが、名前を混ぜるのは按分票にはならず、無効です。「民主党」と書かれた票は略称として届けられているので按分されますが、「民主」は無効です。自由民主党、立憲民主党、国民民主党、社会民主党と「民主」

が名前につく政党は4つもあり、どの政党に入れようとしたのか分からないからです。

あと、他事記載といって余計なことを書くとも無効になります。例えば「@@党ガンバレ!」というのは無効です。

無効票で一番多かったのは白票です。一部で白票に意味があるかのような言説が流されているようですが、落書きした票と同じ「無効」な票に過ぎません。開票所では白票の数も確認しますが、白票が全国でいくつあったのか集計されることもありません。白票が増えたら「話題になり政策に影響を与えることもできる」なんていうのは全くのデタラメ。有効票を投じるからこそ、その票は力をもちます。今回の選挙結果もそのことを証明しました。

# 役場庁舎の建替えについて

第6回定例会一般質問 2023年12月11日

## ●はじめに

私は昨年（2023年）9月の一般質問で、「人は石垣、人は城」という武田信玄の言葉を引き、働きやすい人的配置と処遇の改善が何よりも大切だと主張しました。このことを前提にしつつ、今日は役場庁舎という「城」の問題について質問いたします。

庁舎内を歩くと仕事がかたそうだなと感じることがよくあります。

まず狭い。とくに2階が狭い。会議室や打ち合わせスペースが足りていない。OA（オフィスオートメーション）に対応していない。DX（デジタルトランスフォーメーション）どころではないだろう、などと思うわけです。

現在の庁舎は1984年に完成し、来年で築40年となります。新建築基準法（1981年）以後に建築されていますので耐震基準は満たしている。また、町内には役場庁舎より古い施設が多く、優先順位は高くありません。2020年9月に改訂された、当町

の公共施設の「維持保全計画」において、役場庁舎の改修優先順は改修対象施設74のうち44位となっています<sup>\*1</sup>。2022年3月に改訂された「府中町公共施設等総合

## もくじ

1. 災害に強く、防災拠点となる庁舎
2. 誰もが利用しやすい庁舎
  - ①バリアフリー・ユニバーサルデザイン
  - ②プライバシーが守られる窓口
  - ③無料公衆無線 LAN (Wi-fi)
3. 職員が働きやすい庁舎
  - ①職員1人あたりの面積が少なすぎる
  - ②デジタル化への対応
  - ③会議室・打ち合わせのスペース、倉庫の不足
  - ④食堂、カフェ
4. 環境にやさしい庁舎
  - ①省エネ化・ZEB化
  - ②環境配慮型庁舎
  - ③木材の利用促進
5. 新しき酒は新しき皮袋に
  - ①10年はかかる
  - ②新しき酒は新しき皮袋に

\*1)「維持保全計画（建築物）」22-23頁。改修対象の主な施設は次のとおり。小中学校については1967年建築の南小、1978年建築の東小、1981年建築の北小、1980年建築の緑ヶ丘中学の校舎が老朽化しているが、耐震化や外壁補修による長寿命化を図っており、内装の改修はこれから。1962年建築の南公民館は建替えの計画あり、1981年建築の福寿館は今のところ計画はない。

管理計画」をみますと、役場本庁舎は建替えでなく長寿命化の方針<sup>\*2)</sup>のようです。

このたび、隣の海田町役場庁舎が建替えられ、見に行きましたけれども、明るく、仕事がしやすそうだと感じられる庁舎でした。当町の庁舎がこのままでいいのだろうかと思つたわけです。

### ●全国各地で進む庁舎建替え

庁舎を建替える自治体は新庁舎建設についての「基本構想」「基本計画」といった文書を作成しています。インターネット上にたくさんあり、そのなかから海田町、それ以外にアトランダムに選んだ11自治体の「計画」を読みました<sup>\*3)</sup>。建替え理由で最も多いのは老朽化と耐震性能の不足ですが、建替える理由はそれだけではありません。

共通して重視されていることを私なりに整理すると次の4点になります。第1に、災害に強く、防災拠点となる庁舎、第2に誰もが利用しやすい庁舎、第3に職員が働きやすい庁舎、第4に環境にやさしい庁舎、です。

躯体<sup>\*4)</sup>、構造体としては問題がなくても、40年という月日の経過のなかで庁舎に求められる新たな機能、時代の要請に応

える庁舎のあり方が問われていると思つました。

## 1. 災害に強く、防災拠点となる庁舎

それでは1番目に「災害に強く、防災拠点となる庁舎」について伺います。

### ●豪雨、高潮、津波による越水

まず心配なのは豪雨や高潮、津波などによって河川の越水が起これり庁舎が浸水する危険性があることです。

ハザードマップによりますと庁舎周辺の洪水の想定最大規模は1m～3mで、高潮の場合は3m～5m。高潮は台風に伴う風が原因で起こる「吹き寄せ効果」と、台風が接近して気圧が低くなって起こる「吸い上げ効果」などで、海面が上昇する現象です。

今年(2023年)2月に修正された「府中町地域防災計画(付属資料)」にある「広島県津波想定図」(広島県危機管理課作成)によると、役場周辺には津波は届かないということになっています。しかし、図に付けられている「留意事項」には、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合を想定しているものの「これよりも大きな津波が

\*2)「建築後38年が経過しており、バリアフリー化や設備等の更新は実施しているものの、大規模な改修は未実施であるため、計画的な改修による長寿命化対策が必要」。(「府中町公共施設等総合管理計画」2022年。71頁)

\*3)参照した計画は、海田町、江戸川区、各務原市、安中市、玉野市、桐生市、岡山市、明石市、仙台市、岸和田市、羽曳野市、遠軽町(順不同)。

\*4)「躯体」(くたい)とは、建築物全体を構造的に支える骨組み部分のことで、構造体のことを意味する。具体的には基礎、基礎杭、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かいなど)、床版、屋根板または横架材(梁など)などが該当し、窓や戸、建具などの付属物や設備類は除く。

発生する可能性」もありうると書かれています。

庁舎の1階は建設部と町民生活部で、災害対応で最前線にたつ部署です。高潮になれば2階も浸水する危険性がありますが、2階は住民課と福祉保健部があり、住民生活に直結しています。

浸水して書類がダメになったり、パソコンが壊れてしまったら災害対応に支障をきたすのではないのでしょうか。

その点を考慮して、海田町の新しい庁舎は1階には窓口や執務スペースを設けていません。

### ●南海トラフ地震

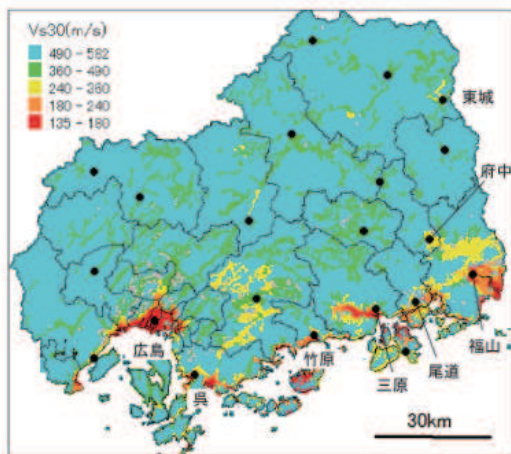
もう一つは、大きな地震によって庁舎が

倒壊したり、ピサの斜塔のように傾いてしまう危険性です。

南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に70%から80%の確率で起きると言われています。広島県内の沿岸部には軟弱な地盤が多く、地震の揺れが増幅しやすく、河川沿いの低地や旧河道の地域でも液状化の可能性があると広島大学大学院の三浦弘之准教授が指摘しています<sup>\*5)</sup>。三浦准教授が県のデータをもとに作成した「地盤の揺れやすさ分布」図を見ますと役場庁舎を含め、町域の4分の1近くが「地盤が最も揺れやすい地域」となっています。

三浦准教授は、「広島市の中心部のように、江戸時代に埋め立てられた地盤が広く分布している地域や、大きな川沿いの地域

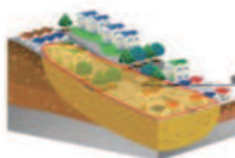
## 地震による揺れと地盤災害



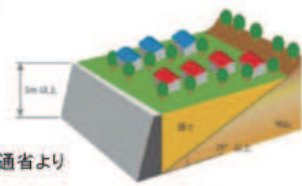
広島県における地盤分布  
赤い地域ほど軟弱な地盤を表し、  
地震の揺れが増幅されやすい

埋め立て地盤だけでなく、河川沿いの低地や旧河道の地域でも液状化の可能性あり

(1) 谷埋め型大規模盛土造成地

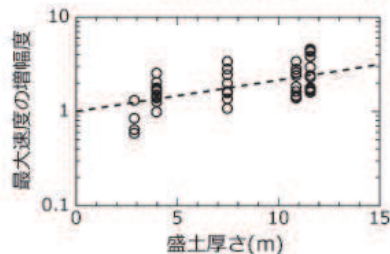


腹付け型大規模盛土造成地  
(2) 盛土造成地



盛土造成地では崩壊の危険

④国土交通省より



盛土厚さ10m  
で揺れは2倍

盛土厚さが大きいほど揺れは増大  
(三浦ほか2014より)

\*5) 三浦弘之「地震被害予測手法と都市の地震対策 (2020年12月16日)」広島大学防災・減災研究センターHP。上の図も同HPより転載。

では非常に地盤が軟らかい状態になっていて、地震の時に非常に揺れが増幅される、揺れが大きくなりやすいという特徴があります」\*6) と述べています。

役場庁舎の建っている場所も河川敷であり、通常の耐震基準をクリアしても液状化によって庁舎が傾く可能性があるのです。

### ●構造体の耐震安全性

国土交通省は2013年に「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(以下、「計画基準」と略記)を制定しました。

計画基準は、官庁施設の耐震安全性について「官庁施設の有する機能、官庁施設が被害を受けた場合の社会的影響及び官庁施設が立地する地域的条件を考慮し」、「特に、災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な官庁施設」は「他の官庁施設に比べ、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とする」と述べています。通常の建築物と同じ基準ではだめだということです。

「計画基準」は、大地震動に対する構造体の耐震安全性の目標として次のように述べています

「大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。対象施設は、災害応

急対策活動に必要な官庁施設及び危険物を貯蔵又は使用する官庁施設のうち、特に重要な官庁施設」

基礎自治体＝市区町村は「災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な官庁施設」に当然該当すると思いましたが、この「計画基準」がいう「官庁施設」とは「国の行政機関」だけのようです。「災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等」をするのは基礎自治体であるのに、「計画基準」の対象でないのは納得がゆきません。

そういうなかで、海田町や岡山市、東京都江戸川区、大阪府岸和田市など、この基準を援用して国の行政機関の拠点庁舎と同様の、構造体はI類、天井や照明など建築非構造部材はA類、配管など建築設備は甲類と、最も高い水準の耐震安全性を持つようにしています。

建築基準法における通常の1.5倍の地震力に耐える建物にし、「大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保」\*7) できるようにするというのです。

### ●防災拠点たりうるのか

「府中町地域防災計画(基本編)」は、「災害対策本部の設置場所は、庁舎4階大会議室」に置くと定めており、役場庁舎は災

\*6) NHK 広島放送局 ひろしま WEB 特集「広島県内の地震リスク 活断層は？地盤は？対策は？詳しく解説」2023年09月25日。

\*7) 国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」。

害時に司令塔の役割を果たすことが求められていますが、庁舎が浸水したり、大地震で傾くようなことになれば、代替施設に本部を設置せざるをえなくなるでしょう。役場庁舎内に設置するよりも不便になり、不都合が生じることは容易に想像できます。

そこで伺います。

現在の庁舎では、豪雨による河川越水や南海トラフ地震のような大地震が起きた場合、役場機能が著しく損なわれる危険性があるのではないのでしょうか。

町の見解をお聞かせください。

■**総務企画部長** 「地域防災計画」では、役場庁舎を、大規模災害時における災害対策活動拠点と位置付けています。災害対策本部の設置場所は、4階大会議室と定めており、2018年7月豪雨の際も、その後の大雨・台風等の際も、同場所にて本部を設置し、逐次本部員会議を開催しています。

役場庁舎は新耐震基準で整備されており、杭基礎にて強固な地盤に支えられているものの、昨今の自然災害は、想像を超えたものとなっていますので、役場機能が著

しく損なわれることはありません、と断言するのは難しいところです。

しかし、2017年度には、設備能力の向上を目的としたエレベーターの耐震改修、また、

令和元年度には、継続的な災害対応体制構築を目的とした非常用自家発電設備の更新などを行っており、着々と防災機能の強化を図っています。

第4次総合計画の改訂において、「災害に強いまちづくり」を基本施策に格上げするとともに、「国土強靱化地域計画」では、「必要不可欠な行政機能は確保する」とした「事前に備えるべき目標」を掲げており、役場庁舎が防災拠点足りうるよう、引き続き策を講じてまいりたいと考えます。

## 2. 誰もが利用しやすい庁舎

二見議員 2番目に、「誰もが利用しやすい庁舎」について伺います。

現在の庁舎でも一部実現しているものもありますが、①トイレなどのバリアフリー化とユニバーサルデザインの採用、②プライバシーが守られる窓口、③無料公衆無線LAN（Wi-fi）が必要だと考えます。

### ①バリアフリー・ユニバーサルデザイン

まず、バリアフリー化とユニバーサルデザインの採用です。

### ユニバーサルデザイン7原則

- ✓【原則1】誰もが公平に使える
- ✓【原則2】使う時の自由度が高い
- ✓【原則3】使用方法が簡単で分かりやすい
- ✓【原則4】欲しい情報がすぐ理解できる
- ✓【原則5】ミスや危険につながらないデザイン
- ✓【原則6】身体への負担が少なく楽に使える
- ✓【原則7】使いやすい大きさと空間の確保

バリアフリーとは、高齢者や障害者などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味です。ユニバーサルデザイン（UD）は障害を取り





バリアフリースイートイレ（高齢者障害者等用便房）は、多目的ないし多機能トイレとも呼ばれています\*9)。車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのことです。

除くという意味のバリアフリーを含みつつ、より積極的に「すべての人のための」、「みんなにやさしい」、「誰にとっても使いやすい」デザインという意味です。

政府公報オンラインには「現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられています」\*8)とあり、バリアフリーという言葉もユニバーサルデザインに近い意味で使われるようになってきました。ですからバリアフリーかユニバーサルデザインか切り分けるのは難しく、ここではバリアフリーという言葉を使います。

### ●バリアフリースイートイレ

バリアフリーにはさまざまな課題がありますが、最も求められているのはトイレです。

2020年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー法）、その翌年に「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下、「建築設計標準」）が改正されました。

バリアフリー法に基づく基準には「建築物移動等円滑化基準（＝義務基準）」と「建築物移動等円滑化誘導基準（＝誘導基準）」があります。「義務基準」は、高齢者や障害者が円滑に利用するために守るべき「最低限の基準」であり、「誘導基準」は守ることが「望ましい基準」とされています。トイレについての「義務基準」は建物に1以上ですが、「誘導基準」では各階に原則2%とされており、最低でも各階に1つ以上バリアフリースイートイレが必要です。バリアフリー法を推進する立場にある町の庁舎が最低限の基準をクリアしてよしとするわけ

\*8)「知っていますか？街の中のバリアフリーと『心のバリアフリー』」政府公報オンライン 2023年9月13日。

\*9) 国土交通省は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない人を含め、誰でも使用できるような名称を使わないように注意喚起している。通常のトイレを使える人が休憩、化粧、着替えなどで長時間使い、必要な人が使えなくなるケースがあるからだという。

にはいきません。

### ●機能の分散化

バリアフリートイレの機能分散化も求められています。

「建築設計標準」は、車椅子利用者用トイレを男女が共用できる位置に1つ以上設けることに加え、オストメイト用設備<sup>\*10</sup>を有するトイレ、乳幼児用設備を有するトイレ等の個別のニーズに対応したトイレを男女それぞれのトイレ又は男女が共用できる位置に分散配置する工夫など、「個別機能を備えたトイレ」を適切に設けて機能分散することを基本的な考え方としています。

車椅子利用者用トイレは2m四方のスペースが必要とされ、大型ベッド(ユニバーサルシート)の設置も求めています。大人も横になれる大きさで、障害者・障害児のおむつ交換などに利用されます。

オストメイト用は、1m × 1.8m あるい

は1.6m × 1.4m程度の広さを要し、腰掛便座のほかに汚物流しが付いています。

乳幼児用設備のあるトイレは、1m × 2.2mあるいは1.6m × 1.4m程度の広さを要し、腰掛便座に乳幼児用の椅子、おむつ交換台、着替え台があり、ベビーカーが入らなければなりません。

さらに「建築設計標準」は、子どもが使いやすい「低リップ小便器」を設置することや、洗浄ボタンは手かざしセンサー方式だけでなく、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などを併設すること、洗面台には、杖を使う人が倒れないように手すりを設けること、トイレの近くに介助者が待つことができるベンチなどを設けること、などを詳細に規定し、高齢者や障害者にとって使い勝手のよい、障壁のないトイレ及び建築物が目指されています。

### ●女性トイレを増やす

トイレの男女の面積にも配慮する必要が



「これからのパブリックトイレを考える」LIXIL HPより。

<sup>\*10</sup> オストメイト用設備 オストメイトとはさまざまな病気や障害、事故などが原因で、ストーマ(人工肛門・人工膀胱)と呼ばれる便や尿の出口を手術によりお腹に取り付けている人たちのことを呼び、オストメイトの人口はおよそ20万人と言われている。

排泄時には、便や尿をためる袋(以降「パウチ」という)にたまった排泄物を便器や汚物流しに排泄する。パウチにたまった排泄物を汚物流し等に流す場合、汚物流しであれば楽な姿勢(立った状態)でできるため、安心して排泄処理ができる。

あります。

公共施設のトイレの面積は男女で同じところがほとんどで、女性トイレはすべて個室ですから数が少ない。しかも女性の個室トイレの平均利用時間は、男性の小便器を利用時間の2.5倍<sup>\*11)</sup>といわれています。公共施設などで女性トイレにだけ行列ができるのは当然です。

当町の場合は男性トイレの方が広く、各フロア男性トイレ小便器3、個室2(和・洋各1)に対し、女性トイレは個室2(和・洋各1)しかありません。

国交省は2017年に出した「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する取りまとめ」において女性トイレの行列の原因は「利用者数に見合った個室便房数となっていない」ことを挙げ、「個室便房の数を増やすことが最も効果的」と明記しています。

この「取りまとめ」に沿った対応が必要です。女性トイレの面積を広くとり、個室の数を増やさなければなりません。

授乳室、キッズスペース、公共サインも必要不可欠ですが、2019年に2階フロアを改装して設置済みです。庁舎が狭いので精一杯工夫されたのだと思いました。

新たな「建築設計標準」に沿って整備すべきものとして、出入口のアプローチ、廊下の幅、スロープ、手すり、エレベーター、

車椅子対応のカウンターなどがあり、バリアフリー化の課題は少なくありません。

## ②プライバシーが守られる窓口

第2にプライバシーの守られる窓口です。仕切りのあるカウンターや個室の相談室を増やして、個人情報やプライバシーの保護に配慮しなければなりません。

この件について、大阪社会保障推進協議会事務局長の寺内順子さんが次のようにFacebookに投稿していました。

生活困窮者支援窓口、福祉事務所、ひとり親支援窓口などさまざまな困りごとの相談窓口をオープンスペースに置かないこと。

最悪はオープンカウンターで住民がカウンターに誰がいるのかを確認できるような形です。「私は困窮しています」「私は生活保護の相談に来ています」「私はひとり親です」と、誰が知り合いに表明したいでしょうか。小規模自治体であればあるほど、知り合いが役所にいる可能性が高いのです。

この(2023年)8月に児童扶養手当現況届の手続きをしたあるシンママさん——シングルマザーのことです——が、「今年、色んな人が通る廊下のようなところで手続きをしなければならず辛かった」とラインで書いていました。役所によると、衝立を置いていたということですが、個室とオー

\*11)「中日本高速道路(ネクスコ中日本)が2014年度に行った調査によると、男性が小便器を利用する時間が平均37.7秒であったのに対し、女性の個室トイレの平均利用時間は約93.1秒で、男性の約2.5倍の時間がかかっていました。女性のトイレは常に個室が必要で、男性より所作も多いからです。『水に流せない!女子トイレの行列』問題」読売新聞2018年04月13日。

プンスペースでの衝立の仕切りでは当事者にとって大きな違いです。

このように寺内さんは書いていますが、困ったときに役場を訪れた人が辛い思い、悲しい思いにさせない配慮が必要です。

### ③無料公衆無線 LAN (Wi-fi)

第3に無線公衆 LAN の設置ですが、来庁者の利便性の向上及び災害時における災害情報の収集手段の確保を目的として設置する自治体が増えています。

総務省が委託した 2022 年度調査<sup>\*12)</sup>によると、導入率は 90% でした。1,742 自治体中回答したのは 721 団体、回答率 41.4% でしたので、実際には 90% ではないでしょうが、役場庁舎に公衆無線 LAN を設置することは当たり前になっています。

ネットで検索したところ広島県内では半数近く、23 市町中 11 市町（広島市の市・区役所、呉市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町）の庁舎で公衆無線 LAN が利用できるようです。

福山市や海田町など、庁舎にはないが他の公共施設に無線 LAN を設置している自治体もあります。本題である庁舎問題から外れますが、当町でもくすのきプラザ（図書館を含む）、公民館、交流センター、児童センターへの無線 LAN 設置を検討すべきだと思います。

そこで伺います。

誰もが利用しやすい庁舎にするためには、①トイレなどのバリアフリー化・ユニバーサルデザインの採用、②プライバシーが守られる窓口、③無料公衆無線 LAN (Wi-fi) が必要だと考えます。

現在の庁舎のままで実現できるものもありますが、庁舎建替えにあわせて実施した方がよいものもあると思います。

これら3つの課題についてそれぞれどのようにお考えですか。

■総務企画部長 まず①「バリアフリー化とユニバーサルデザイン」についてですが、議員おっしゃいますような、全フロアにおけるトイレの面積や個数の拡大、また、多機能化については、現状難しいところです。

しかし、2020 年度には、手洗い場蛇口の感知センサー改修、21 年度には、照明の感知センサー改修、22 年度には、全男性トイレへのサンタリーボックスの設置など、より快適な利用へ向け、可能な範囲で機能の向上を図っており、引き続き適時適切に対応したいと考えます。

続いて②「プライバシーが守られる窓口」についてですが、相談室として、1 階に 1 室、2 階に 3 室、4 階に 3 室整備するとともに、部署によってはカウンターに仕切り板を設けるなど、相談者のプライバシーが

\*12) 「無線 LAN サービス提供者の実態調査（アンケート調査）の結果」2022 年 3 月。

守られるよう配慮しています。

個人情報に対する配慮は、公務に課せられた重要な責務ですので、相談者のご反応、ご批判に応じ、可能な範囲で対応したいと考えます。

続いて③「公衆無線LAN」についてですが、「後期実施計画」においては、社会機能維持の観点からテレワークや庁舎内モバイルワークなど、公務上のデジタル化を中心に計上しており、公共施設のインターネット環境整備については、ニーズやセキュリティ面、費用面など、引き続き研究したいと考えます。

### 3. 職員が働きやすい庁舎

二見議員 3番目に、「職員が働きやすい庁舎」について伺います。

役場庁舎は、町民のみなさんがさまざまな手続きや相談などをする場所であるとともに、町民の福祉の増進と町の健全な発展を進めるために民主的、総合的、能率的に職員が事務を執る場所＝職場です<sup>\*13)</sup>。

民主的とは、町民の声をよく聞き、議会・議員と意見交換し、職員どうしてもよく話し合うことだと思います。そして総合的、能率的に事務を進めていくことが求められ

ています。庁舎のあり方は、この事務の進め方に影響を与えます。

働きにくい職場環境は、仕事の遅れや質の低下につながり、働きやすい職場環境は仕事の能率を上げ、よりよい仕事という結果をもたらします。ですから働きやすい職場をつくることは、職員のためであるとともに町民のためにもなるわけです。

一般的に、働きやすいオフィスの条件として、①スムーズな動線が確保されている、②円滑なコミュニケーションの場がある、③精神的な余裕をもたらす距離・空間がある、④気軽に立ち話ができるスペースやメンバーが集まりやすいミーティングスペースなどが設置されている、ことなどが挙げられています<sup>\*14)</sup>。

当町の現在の庁舎について、具体的に問題点を指摘したいと思います。

#### ①職員1人あたりの面積が少なすぎる

まず、フロアごとの職員の人数ですが、今年（2023年）4月1日現在の職員配置図で数えてみましたところ、建設部と町民生活部のある1階が64人、福祉保険部と住民課、会計室のある2階が95人、財務部、総務企画部、行政委員会総合事務局がある3階が45人、税務課、債権管理課、危機

\*13) 庁舎について地方自治法は、第4条で、事務所（すなわち庁舎）の位置を、「条例で定める」こと、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」という規定があるだけである（第4条）。しかし、地方自治法第1条は、自治体のあり方、目指す方向として、住民に身近な行政を自主的、総合的、民主的、能率的に実施し、住民の福祉の増進と自治体の健全な発達を図ることを掲げている。この1条の示す方向に沿った庁舎のあり方を探求し検討する必要がある。

\*14) 「良いオフィスとは？快適なオフィスの条件と作り方のポイント」コニカ・ミノルタHP。

管理監、情報管理課のある4階が39人、議会及び議会事務局のある5階が4人です。庁舎には会議室など執務する部屋以外の場所もありますので単純な比較はできませんが、やはり2階が過密になっています。

町民のみなさんが手続きする際、できるだけ2階で済むようにと利便性を考えて配置換えをしたことによるものですが、背中合わせの椅子の間を通ることが難しい。通る人も、座って仕事をしている人も相当ストレスがあるのではないかと思います。先ほど紹介した働きやすいオフィスの条件の1番目は「スムーズな動線が確保されている」ことでしたが、2階はこれがないに等しいわけです。



コンセントに被せられたゴミ箱

## ②デジタル化への対応

次にデジタル化への対応です。現在の庁舎をつくった1984年はようやくパソコンが出始めた頃で、まだ大変高価でした。1人にパソコン1台というようなことは考えようもなかった時代です。90年代後半になり、OA（オフィス・オートメーション）化が進められると床は配線だらけになり、躓きや断線・レイアウト変更時の手間など多くの問題が発生しました。

当町の庁舎も床のあちこちに配線が通り、タコ足になったコンセントは足を引っかかないようにとゴミ箱を被せるといった

ありさまです。

このような危険や不便さを解消するため考え出されたのがOAフロアです。床を2重にして床下に空間を設けてケーブルやコンセントなどを納めます。2007年にできた「くすのきプラザ」のなかにある教育委員会は、OAフロアになっています。新築でなくてもOAフロアにすることができま

すが、床の厚さの分、天井が低くなり、圧迫感や窮屈さを感じるといった問題があります。

## ③会議室・打ち合わせのスペース、倉庫の不足

第3に、会議室やちょっとした打ち合わせのスペースも足りません。議会の委員会室、来客に対応するカウンターなどで代用し、打ち合わせは階段の近くや消防庁舎との渡り廊下などでしているのを見かけます。働きやすいオフィスの2番目に挙げられた「円滑なコミュニケーションの場」も極めて不十分だといえるでしょう

期日前投票所や給付金の申請など臨時的な行政事務のために使えるスペースも十分ではありません。倉庫も十分ではないようで、消防庁舎との渡り廊下が常時倉庫代わりとして使われています。

## ④食堂、カフェ

第4に、食堂やカフェもありません。役

場の近くには食堂がありませんので、スーパーやコンビニ、配達弁当などを利用して人が多いように感じられます。1時間で大型ショッピングモールまで行って食べて帰ってくる人もいと聞き、驚きました。

社員食堂には、①社員の健康を増進する、②コミュニケーションの活性化をもたらす、③社員のモチベーションがアップする、④福利厚生として会社のブランディングの1つとなる、といったメリットがあると言われています<sup>\*15)</sup>。

リクルートの調査<sup>\*16)</sup>によりますと、社員食堂を使いたい理由、トップ3は、①安い、②外に出るのが面倒、③短時間で済む。社食を使いたくない理由のトップ3は、①おいしくない、②高い、③種類が少ない、でした。

「社員食堂に期待すること」の1位は「旬の食材や季節感のあるメニュー」(26.9%)、2位は「栄養のバランスに配慮したメニュー」(20.2%)、3位は「ビュッフェ形式の導入」(19.6%)、4位は「サラダバーの導入」(17.4%)です。食堂があればよいということではなく、こういったニーズを捉えた食堂が求められているでしょう。

県内の市町がどうなっているのか、全部は調べが付きませんでした。食堂があるのは広島市役所と区役所、東広島市だけのようです。

東広島市の谷晴美市議によると「食堂の

事業者が次々替わり、今の業者は有名シェフがジビエ料理を提案したり工夫しています。1階には障害者がつくったパンや弁当を販売するあおぞらカフェがあります」ということでした。

庁舎の建替えに合わせてつくられたあおぞらカフェは「東広島市内の就労を希望する障がい者が一般就労に向けて体験実習をし、接客等を通し意欲向上と積極性・社会性を身に着けることを目的とし設置されました」。焼きたてパンと挽きたてコーヒー、ゆっくりくつろげるカフェスペースが好評です。

かつてあったけれども廃止したのが、三原市、呉市、廿日市市、北広島町です。

三原市の寺田元子議員によると「三原市は新庁舎検討委員会で検討はしましたが、まわりの飲食店を圧迫することや職員アンケートでも要望が少ないことから入れませんでした。現在は弁当業者が曜日ごとに入れ替わりで庁舎内指定場所で販売しています」ということでした。

また、廿日市市の大畑美紀議員によると「7階にレストラン、1階に喫茶店がありましたが、売上不振で事業者（東洋観光）が撤退。近くにスーパー、コンビニなどができ、利用が減ったことが原因」ということでした。

県内市町の職員食堂は廃止される傾向にあり、職員食堂受難の時代ようです。新

\*15)「4つのニーズに応えるのが成功の鍵！充実した社員食堂にするには？」work story media 2017年8月15日。

\*16)「社員食堂の利用実態や改善要望を調査」株式会社リクルートライフスタイル 2018年09月04日。

役場庁舎の建替えについて

庁舎を建設する場合には職員のみなさんの希望などを調査し、食堂設置についても検討してみてください。

そこで伺います。

当町の庁舎は狭く、デジタル化に対応できていない、会議室・打ち合わせのスペースが少ない、倉庫・書庫の不足などの問題があります。食堂、カフェなど望むべくもないという状況です。

職務の効率と職員のモチベーションを下げているのではないかと心配していますが、町としての見解をお聞かせください。

■総務企画部長 40年前に今現在の行政需要や職員数を想像するのは難しかったであろうことから、執務室が手狭であるとともに、会議室や書庫等のスペースが十分でないこと、また、食堂等の厚生施設もないことは、議員ご指摘のとおりです。

しかし、職員も、物理的な問題はいかんともし難いことは承知しており、それぞれの職場で工夫を凝らし、業務に臨んでいるものと認識しています。

一例として、従前から、管理職員の業績評価に係る業績目標の一つに、「執務環境の改善」を掲げることを義務化しており、それぞれの職場においてでき得る、自主的

な環境改善に取り組んでいます。

また、産業医や職員団体を構成員とした、「安全衛生委員会」における職場巡視も、定期的実施しており、当該委員会から指摘を受けた項目・箇所については、可能な範囲で改善策を講じ、環境改善に努めています。

さらに今年度から、「文書管理・電子決裁システム」を導入しており、紙媒体の書類は次第に減少していくことから、環境改善の一端に資するものと考えます。

## 4. 環境にやさしい庁舎

### ●省エネ化・ZEB化

二見議員 第4に環境への配慮のある、環境にやさしい庁舎です。温室効果ガスの削減、「脱炭素社会の実現」に向けた取組みは待ったなしです<sup>\*17)</sup>。役場は環境に最大限配慮し、地球温暖化対策を牽引しなければなりません。

当町は今年3月「2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言しました。先月には2030年度までの当町の事務事業に係る地球温暖化対策について定めた「府中町第4次地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」（以下「実行計画」）を策定して

\*17) 今年（2023年）12月1日～2日、国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP28）が開催され、約140カ国の首脳級が参加した。朝日新聞は次のように伝えている。

「世界は気温上昇を産業革命前よりも1.5度に抑える目標を目指している。そのためには2030年までに温室効果ガスの排出を19年比で43%下げることが必要だが、現状の各国の削減目標を達成しても、2%減にとどまる見通しだ。その結果、今世紀末の温度上昇は約3度に達するという。グテーレス氏は1.5度目標の達成は『最終的にすべての化石燃料の燃焼を止めた場合にのみ可能だ』と、化石燃料の廃止を訴えた」朝日新聞デジタル12月1日付。



います。公共施設の省エネルギー性能の向上策として照明のLED化、建築物の省エネ化・ZEB(ゼブ)化が、再生可能エネルギー導入策として太陽光発電が、基本方針に掲げられています。

ZEBとは、Net Zero Energy Buildingの略称です。ビルとして消費するエネルギーを減らす「省エネ」と、太陽光発電などによってエネルギーをつくる「創エネ」で、エネルギー消費量を正味(Net)ゼロにすることが目指されています。「省エネ」技術は、エネルギーを無駄なく効率的に使うアクティブ技術と必要なエネルギーを減らすパッシブ技術に分けることができます。

ZEBを実現する場合には、①パッシブ(passive)技術によってエネルギーの需要を減らし、②どうしても必要となる需要についてはアクティブ(active)技術によってエネルギーを無駄なく使用し、③そのエネルギーを創エネ技術によって賄うといったステップで検討することが重要だとされます。

パッシブ技術としては、高性能断熱材の使用、断熱性能の高いガラス窓、庇やブラインド、ルーバーなどで日射を遮ったり調整すること、自然採光などが挙げられています。アクティブ技術としては高効率空調、LED照明などが挙げられています<sup>\*18)</sup>。

### ●環境配慮型庁舎

参照した他自治体の「新庁舎建設基本構

想(計画)」のなかには、環境配慮型庁舎(グリーン庁舎)の実現を目指すと書かれているものもあります。

1998年に国土交通省が、環境保全の模範となる官庁施設の計画・設計の指針として「環境配慮型官庁施設計画指針(以下、「計画指針」)を制定し、庁舎の環境負荷の低減を目指してきました。「計画指針」は、官庁施設の新築及び改修時に実施する環境対策として、①環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備、②再生可能エネルギーの導入・利活用拡大、③木材利用の推進、④雨水利用の推進、などを掲げています<sup>\*19)</sup>。ZEBと重複する内容を含んでいます。

現在の庁舎は執務スペースが南東側と北西側に分かれており、南東側は夏は暑く、北西側は冬は寒い、北西側は西日がきつい、1階は年中を通じて暗く、「地下ではないか」といった声さえ聞こえます。省エネ化・ZEB(ゼブ)化技術によって環境配慮型庁舎にすれば、これらの問題を解決することができます。

### ●木材の利用促進

2010年「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、2021年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」となりました。法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大しましたが、第5条で、「地方公共団体は、基本

\*18) 環境省 HP「ZEBを実現するための技術」。

\*19) 国交省 HP「官庁営繕環境報告書 2023」。



愛媛県西予市「木の庁舎」 株式会社 Open A のサイトより転載 　　そこで伺います。

理念にのっとり、……整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない」とあるとおり、公共建築物における木材利用の重要性が下がったわけではありません。当町も 2013 年「府中町公共建築物等木材利用促進方針」を策定し、公共建築物の木造化と内装の木質化を促進することを掲げています。

現状では、町の木造の公共建築物はゼロです。「促進方針」以後建てられた公共建築物の「内装の木質化」も進んでいるとは言いがたい現状です。

木造庁舎のほとんどは 1 階建てないし 2 階建てですが、山口県長門市の本庁舎は木造と鉄筋コンクリート造を組み合わせた 5 階建て耐火木造庁舎です。木造庁舎も不可能ではありません。

愛媛県西予（せいよ）市の庁舎は鉄筋コンクリート造と鉄骨造による 6 階建てで、内装にふんだんに木を使っており、「木の庁舎」と呼ばれています。構造は鉄筋コンクリートであっても、木をふんだんに使うことはできるということです。

当町の策定した「地球温暖化対策実行計画」において照明の LED 化、建築物の省エネ化・ZEB 化、太陽光発電の導入がうたわれています。「府中町公共建築物等木材利用促進方針」には、公共建築物の木造化や内装等の木質化が目指されています。

温室効果ガスの削減、「脱炭素社会の実現」に向けた取組みはまったなしです。庁舎の省エネ化・ZEB 化や内装の木質化をどのように進めていくお考えでしょうか。

■総務企画部長　町は、今年 3 月、「ゼロカーボンシティ宣言」を行うとともに、10 月には、町の事務事業に係る地球温暖化対策を進めるため、「第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

当該計画において、「公共施設照明の LED 化」を掲げており、令和 12 年度までの LED 化率 100% を成果指標としていますので、役場庁舎も検討を行います。

また、「建築物の省エネ化・ZEB 化」を掲げており、公共施設の新築や建替え時は、用途・規模などに応じた省エネルギー対策を徹底し、最大限 ZEB 化を目指すこととしていますので、仮に役場庁舎について検討する場合は、木質化も含め、当該計画に沿って取り組むことになろうと考えます。

議員お示しの 4 つの視点は賛同いたしま

すが、役場庁舎に関し今後検討する際には、新たな行政需要も生じているものと思われるので、時代の趨勢を見極めながら、対応してまいります。

## 《2 回目》

### ● 10 年はかかる

二見議員 答弁を伺いまして、制約があるなかを努力と工夫でなんとか凌いでいる、頑張っていることがよく分かりました。

今回の質問は、庁舎にはどういう機能が必要なのかという点に絞りましたが、検討すべき重要事項はまだあります。

一つは事業費と財源の問題であり、もう一つは建設用地をどこにするのかという問題です。これらについても簡単に答を出すことはできないでしょう。本庁舎に隣接する消防署・消防本部（1975 年建築）の建替えをどうするのかという課題もあります。

検討開始から基本計画の策定、さらなる具体的な計画、庁舎建設、そして利用開始まで長い期間が必要です。参照した自治体の例をみますと、基本計画から新庁舎利用開始まで 5 年から 8 年程度を見込んでいます<sup>\*20)</sup>。基本計画制定までの期間もありますから、検討開始から利用開始まで 10 年は必要です。

海田町は、庁舎建替え準備会を設置したのが 1998 年で、そこから 20 年近くかかって 2017 年に「基本構想」「基本計画」が出来た。そして完成が今年(2023 年)です。検討開始から四半世紀かかっているわけで

す。当町も、いますぐ検討を始めたとしても新庁舎ができ、利用できるようになるのは 2030 年代になるでしょう。できるだけ早く検討を始めるべきです。

### ● 新しき酒は新しき皮袋に

1 回目の質問で述べましたように、2020 年代という今日の地点にたつて庁舎のあり方を考えた場合、①災害に強く、防災拠点となる庁舎、②誰もが利用しやすい庁舎、③職員が働きやすい庁舎、④環境にやさしい庁舎の 4 つの条件をクリアする必要があります。

公衆無線 LAN のように現在の庁舎のまま、できることもあるでしょう。しかし、狭さはなんともしがたい。他の課題も今の庁舎のまま改良を加えるより、建替えとあわせて整備する方がより充実した機能を持つことができると思います。

ですから長寿命化ではなく庁舎建替えについて検討を開始すべきです。

「新しき酒は新しき皮袋に盛れ」ということわざがあります。「新約聖書（マタイによる福音書 9 章 17 節）」にある言葉で、こう書かれています。

だれも、新しいぶどう酒を古い皮袋に入れはしない。もしそんなことをしたら、その皮袋は張り裂け、酒は流れ出るし、皮袋もむだになる。だから、新しいぶどう酒は新しい皮袋に入れるべきである。そうすれば両方とも長もちするであろう。

以上で終わります。

## 府中町議選挙 供託金が必要に

2020年6月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、府中町では今回の町議選挙から供託金が必要になりました。売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐことが供託金の目的とされています。

町村議の供託金は15万円で、一定の得票に達しないと没収されます。議員選挙の没収点は有効投票数を定数（選挙区があればその定数）で割ったものの10%です。

今回の府中町議選挙は有効投票数が14,122でした。それを定数18で割ると784.55となり、その10%は78.455ですから78票以下だと没収です。最下位の方は97票でしたから、今回の町議選挙で供託金を没収された人はいません。

一方、町長（首長）選挙は有効投票数の10%です。5月の府中町長選挙の有効投票数は、15,677票。その10%ですから1567票以下は没収です。私は2,120票でしたので、没収されませんでした。町長選挙の供託金は50万円。当选する気満々で

したので、供託金が没収されることなど考えもしませんでした。有効投票の10%というのはなかなか高いハードルですね。

供託金制度は、裏金など持たない、お金のない人が選挙に出られなくするしくみです。

日本で供託金制度ができたのは1925年。普通選挙法の制定のときです。庶民の代表が選挙に出ることを防ぐのが本当の目的でした。戦後、1950年に制定された公職選挙法もこの制度を引き継いだのです。

町村議はずっと供託金がありませんでした。選挙に出たからといって売名になどならないからでしょう。

選挙を有権者から遠ざける供託金制度はなくすべきです。

**編集** ▼春に発効する予定でしたが、町長選挙に立候補し、町議選挙もありましたので、年末になりました。▼これまでの保険証は12月2日以後、新たな発行はされなくなり、当面のあいだ「資格確認書」が発行されます。なぜ、政府は国民に「マイナ保険証」を使わせたいのか。その理由について今号掲載の一般質問で解き明かしました。

**後記** ▼表紙のゴリラは空城山公園にいます。「見る角度によって様々な表情をみせてくれる」と撮影者の日高さん。そして「これはちよつと迷惑そうでしょう」と。

府中町議会議員 二見伸吾（ふたみしんご）

735-0005 広島県安芸郡府中町宮の町 2-2-27-102

携帯電話 080-6750-5432

公式ホームページ futamishingo.com

Eメール shingo23futami@outlook.jp

郵便振替口座 01300-6-91775 加入者名 二見伸吾



公式ホームページ

■表紙写真 「シャボン玉攻撃だ」日高健治さん（よろずカメラクラブ）